

## 葛巻町定住対策住宅取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 住民の定住促進と持続可能な町づくりに資するため、住民が町内に住宅を取得する際に要する経費に対し、予算の範囲内で葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第16号）（以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 入居予定の世帯員が専ら居住の用に供するための家屋であり、かつ日常的に居住するものをいう。
- (2) 取得 工事請負契約又は売買契約の締結により町内に住宅を取得し、かつ当該住宅の所有権を保存又は移転登記することをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新たに住宅を取得する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に町に住民登録し、かつ居住実態があること。
- (2) 所有権を共有し住宅を取得する場合、持ち分を2分の1以上所有しており、他の一方の者がこの要綱による補助金申請をしていないこと。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 町に納めるべき税金等を滞納していないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業及び補助額等)

**第4条** 補助金交付の対象となる事業及び補助額等は、別表1に掲げるとおりとする。

(申請の取下期日)

**第5条** 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

**第6条** 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(検査及び調査)

**第7条** 町長は、補助事業が完了したときは、その状況を検査するものとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、申請者若しくは交付決定者に対し報告を求め又は調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

**第8条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に補助対象住宅から退去したとき。
  - (2) 補助金の交付を受けた日から5年以内に補助対象住宅を売却、譲渡、貸借したとき。
  - (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金交付決定の全部又は一部を取り消す相当の理由があると認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該交付した補助金の全額又は一部の額の返還を命ずることができる。
  - 3 連帯保証人は、前項の補助金の返還について、申請者と連帯してその責務を負うものとする。  
(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に工事請負契約又は売買契約を締結し、令和5年4月1日以降に取得する住宅の場合は、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

取得区分	補助事業の対象経費	補助額		補助条件等
新築住宅	工事請負契約または売買契約の締結により取得する住宅であって、敷地取得費、外構工事費及び住宅以外の附帯構築物の取得費用を除く。	町内に住所を有する個人事業者又は法人	対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額であって、1 件あたり 200 万円を限度とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 29 年 4 月 1 日以降に取得するもの。</li> <li>2 浴室、便所等を備えており、床面積 50㎡以上又は 2DK 以上のもの。</li> <li>3 賃貸又は転売を目的としないもの。</li> <li>4 住宅の売買契約の。相手方が、補助対象者の世帯員の 3 親等以内の親族でないもの。</li> <li>5 この補助金のほか、国又は県の補助事業等により取得する住宅でないもの。</li> </ol>
		上記以外	対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額であって、1 件あたり 100 万円を限度とする。	
中古住宅	売買契約の締結により取得する住宅であって、敷地取得費、外構工事費及び住宅以外の附帯構築物の取得費用を除く。	対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額であって、1 件あたり 50 万円を限度とする。		

別表 2 (第 6 条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	定住対策住宅取得支援事業補助金交付申請書 1 誓約書 2 住宅取得にかかる工事請負契約書又は売買契約書及び経費積算の内訳書の写し 3 住民票謄本 4 世帯全員の納税証明書又は税金等滞納がないことの証明書 5 登記簿謄本の写し 6 事業に要した経費の請求書又は領収書及び経費の内訳書の写し 7 補助対象住宅の現場写真 8 その他町長が必要と認めた書類	様式第 1 号 様式第 2 号	各 1 部	所有権保存又は移転登記完了又は住所を移した日より遅い日より 1 月経過後から 5 月以内
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号による書類	定住対策住宅取得支援事業補助金変更交付申請書 変更内容の分かる書類	様式第 3 号	各 1 部	必要の都度
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	定住対策住宅取得支援補助金請求書	様式第 4 号	各 1 部	交付決定通知から 15 日以内